

平成 27 年度第 1 回岩手県いじめ再調査委員会次第

日時：平成 28 年 2 月 17 日（水）19 時～

場所：岩手県庁 12 階特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 委員長の互選及び委員長職務代理者の指名について

(2) いじめ問題に対する県条例に基づく対応について

(3) 県内のいじめの現状について

(4) 県内における中学生自殺事案への対応について

(5) その他

5 閉 会

平成 27 年度第 1 回岩手県いじめ再調査委員会出席者名簿

1 委員

所 属	職 名	氏 名
ゆい法律事務所	弁 護 士	姉 帯 幸 子
盛岡大学文学部	教 授	春 日 菜穂美
一般社団法人岩手県社会福祉士会	会 長	千 葉 昭 好
岩手大学教育学部	学 部 長	新 妻 二 男
岩手医科大学医学部神経精神科学講座	助 教	吉 田 智 之

2 事務局

所 属	職 名	氏 名
岩手県教育委員会事務局学校教育室	首席指導主事兼生徒指導課長	大 林 裕 明
〃	指導主事	佐々木 寛
〃	指導主事	佐々木 淳 一
岩手県総務部	部 長	風 早 正 毅
〃	副部長兼総務室長	佐 藤 博
岩手県総務部法務学事課	総括課長	佐 藤 一 男
〃	私学・情報公開課長	千 葉 政 典
〃	主任主査	佐々木 良 生
〃	主 事	古 澤 聖 子
〃	主 事	中 村 理 乃

いじめ防止対策推進法に基づく関係機関の概要について

	① 岩手県いじめの問題対策連絡協議会	② 岩手県いじめの問題対策委員会	③ 岩手県いじめ再調査委員会
設置根拠	法第 14 条第 1 項	法第 14 条第 3 項	法第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項
附属機関	—	教育委員会の附属機関	知事の附属機関
所掌	いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ること。	(1) 基本方針に基づきいじめの防止等のための対策について調査審議すること。 (2) 法第 24 条の規定による調査を行うこと。 (3) 法第 28 条第 1 項の規定による調査を行うこと。	法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査すること。
招集	知事	委員長 (教育委員会の諮問に応じて)	委員長 (知事の諮問に応じて)
組織 (人数・構成員・部会等)	人数は規定しない (設置時は 21 人) 【外部機関】大学教授等、医師会、弁護士会、臨床心理士会、社会福祉士会、法務局、市町村教育委員会代表、教職員代表 (校長会：小、中、高)、私立学校代表、保護者代表 (県 P T A 連合会等) 【県組織】教育委員会 (総合教育センター含む)、総務部、保健福祉部 (福祉総合相談センター含む)、環境生活部、県警本部 (少年課)	10 人以内 (専門委員の設置可) 法律 (弁護士)、医療 (精神科医)、心理 (臨床心理士)、福祉 (社会福祉士)、学識経験 (大学教授) ※ 部会を設置可能とし、5 人程度で機動的に調査が実施できる体制とする。	5 人以内 (専門委員の設置可) 法律 (弁護士)、医療 (精神科医)、心理 (臨床心理士)、福祉 (社会福祉士)、学識経験 (大学教授)
委員の守秘義務	—	規定する	規定する
意見の聴取等	—	規定する	規定する
協議事項 (例)	・各機関からのいじめ防止等に関連する取組紹介と情報共有 ・県が策定した基本方針やマニュアル等の周知 ・学校におけるいじめの現状の報告等	・問題行動等調査結果を踏まえた本県におけるいじめの早期発見のための方策、学校における取組みの充実 ・いじめ防止等のための対策が効果的に行われるよう、教職員の研修による資質能力の向上の方策 ・いじめに関する通報や相談体制のあり方、保護者を対象とした啓発活動方策 ・県立学校における法第 24 条 (重大事態以外) の調査 ・県立学校における法第 28 条 (重大事態) の調査	・県立学校における法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査 ・私立学校における法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査
庶務	教育委員会事務局 (学校教育室)	教育委員会事務局 (学校教育室)	総務部 (法務学事課)

岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第71号

岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、教育関係団体の役職員又は学識経験のある者のうちから知事が委嘱する委員及び知事が別に定める関係行政機関の長又はその指名する職員である委員をもって組織する。

2 教育関係団体の役職員又は学識経験のある者のうちから知事が委嘱する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第4条 協議会は、知事が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岩手県いじめ問題対策委員会条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第72号

岩手県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第12条の規定により定められた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づきいじめの防止等のための対策について調査審議すること。
- (2) 法第24条の規定による調査を行うこと。
- (3) 法第28条第1項の規定による調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者の中から教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。
(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
(秘密を守る義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。
(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岩手県いじめ再調査委員会条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

岩手県いじめ再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため、知事の附属機関として岩手県いじめ再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者の中から知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者の中から知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関する関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じて議事に関する関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

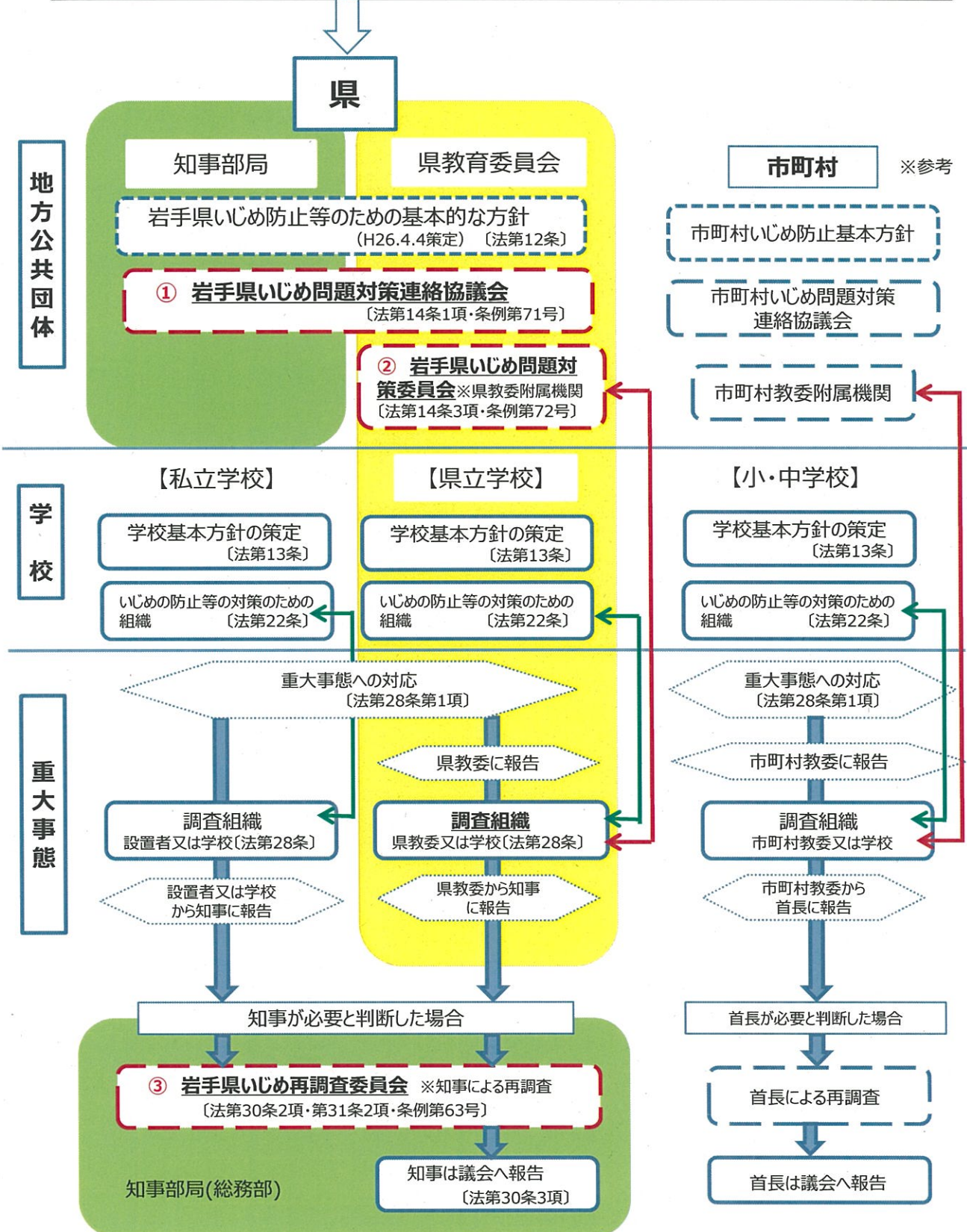
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「いじめ防止対策推進法」に係る岩手県の対応

 : 義務
 : 努力義務
 : 任意設置

国 「いじめ防止対策推進法」(H25.9.28 施行)
 「いじめ防止等のための基本的な方針」(H25.10.11 文部科学大臣決定)



県内のいじめの現状について

1 調査の内容

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査

2 調査結果の概要

(1) いじめの件数

(単位:校、件)

区分	公立学校				私立学校		合計	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校				
認知した学校数	197 (121)	110 (86)	54 (40)	8 (4)	11 (9)		380 (260)	
認知件数	1,031 (467)	492 (241)	162 (120)	89 (9)	39 (10)		1,813 (847)	

注:()は、平成25年度数値

(2) いじめの校種別認知件数の推移(過去5年間)

(単位:件)

区分	公立学校								私立学校		合計	
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数
	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数				
平成22年度	191	0.49 [1.7]	166	0.87 [3.1]	100	1.32 [1.2]	21	1.50 [0.4]	24	1.26 [-]	502	0.49 [2.0]
平成23年度	124	0.33 [1.5]	123	0.66 [2.8]	72	0.94 [1.1]	12	0.86 [0.3]	7	0.37 [-]	338	0.33 [1.8]
平成24年度	1,468	3.97 [5.5]	597	3.21 [5.9]	196	2.65 [2.9]	25	1.79 [0.8]	39	2.05 [-]	2,325	3.97 [5.1]
平成25年度	467	1.30 [5.6]	241	1.38 [5.2]	120	1.58 [1.9]	9	0.64 [0.7]	10	0.53 [-]	847	1.30 [4.8]
平成26年度	1,031	3.00 [5.9]	492	2.91 [5.0]	162	2.13 [2.0]	89	6.36 [0.9]	39	2.05 [-]	1,813	3.00 [4.9]

注1:1校あたりの認知件数は、認知件数/学校総数

注2:[]は、全国の1校あたりの認知件数(国・公・私立)

(3) いじめ発見のきっかけ

(単位:件、%)

区分	公立学校				私立学校	合計	比率(%)	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援				
学校の教職員等が発見	501	190	87	82	19	879	48.5	(49.5)
学級担任が発見	151	34	2	16	12	215	11.9	(5.9)
学級担任以外の教職員が発見	8	14	5	0	4	31	1.7	(4.4)
養護教諭が発見	2	0	2	0	0	4	0.2	(0.5)
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	2	0	0	0	2	0.1	(0.2)
アンケート調査など学校の取組により発見	340	140	78	66	3	627	34.6	(38.5)
学校の教職員以外からの情報により発見	530	302	75	7	20	934	51.5	(50.5)
本人からの訴え	222	132	48	5	13	420	23.2	(20.5)
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	223	115	11	1	2	352	19.4	(22.8)
児童生徒(本人を除く)からの情報	34	38	11	1	3	87	4.8	(3.7)
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	47	15	4	0	0	66	3.6	(2.8)
地域の住民からの情報	1	0	0	0	0	1	0.1	(0.2)
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	3	2	0	0	1	6	0.3	(0.5)
その他(匿名による投書など)	0	0	1	0	1	2	0.1	(0.0)
計	1,031	492	162	89	39	1,813	100.0	(100.0)

注:()は、平成25年度数値

(4) いじめられた児童生徒の相談の状況:件数、複数回答可

(単位:件、%)

区分	公立学校				私立学校	合計	比率(%)	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援				
学級担任に相談	701	346	102	58	26	1,233	45.6	(42.4)
学級担任以外の教職員に相談	97	101	37	13	9	257	9.5	(10.3)
養護教諭に相談	44	31	17	0	3	95	3.5	(4.1)
スクールカウンセラー等の相談員に相談	24	31	10	1	0	66	2.4	(2.5)
学校以外の相談機関に相談	9	5	1	1	0	16	0.6	(1.2)
保護者や家庭等に相談	392	192	29	22	9	644	23.8	(25.6)
友人に相談	58	55	19	9	9	150	5.6	(6.4)
その他	2	1	1	2	0	6	0.2	(0.5)
誰にも相談していない	130	45	37	16	7	235	8.7	(7.0)
計	1,457	807	253	122	63	2,702	100.0	(100.0)

注:()は、平成25年度数値

(5) いじめの態様:件数、複数回答可

(単位:件、%)

区分	公立学校				私立学校	合計	比率(%)	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援				
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	638	372	103	60	26	1,199	45.5	(44.6)
仲間はずれ、集団による無視をされる	281	86	28	26	4	425	16.1	(13.8)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	278	75	17	31	5	406	15.4	(15.8)
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	95	29	5	1	0	130	4.9	(4.6)
金品をたかられる。	10	8	3	0	0	21	0.8	(1.8)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	78	32	7	10	6	133	5.0	(4.9)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	86	36	8	2	4	136	5.2	(7.1)
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	18	35	37	0	8	98	3.7	(4.9)
その他	54	19	6	7	2	88	3.3	(2.5)
計	1,538	692	214	137	55	2,636	100.0	(100.0)

注:()は、平成25年度数値

(6) いじめの現在の状況

(単位:件、%)

区分	公立学校				私立学校	合計
	小学校	中学校	高等学校	特別支援		
解消しているもの	852	401	128	71	23	1,475
一定の解消が図られたが、継続支援中	144	77	29	14	16	280
計	996	478	157	85	39	1,755
解消率(%)	96.6	97.2	96.9	95.5	100.0	96.8
	(99.1)	(96.3)	(89.2)	(100.0)	(100.0)	(96.9)

注:()は、平成25年度数値

(7) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組み

(単位:校)

区分	学校数 (公立・私立)	
職員会議等を通じていじめ問題について職員間で共通理解を図った。	603	(600)
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	285	(249)
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	497	(508)
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進した。	347	(340)
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	367	(346)
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	490	(431)
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	130	(105)
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	251	(140)
PTAや地域の関係団体等とともにいじめの問題について協議する機会を設けた。	105	(62)
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	52	(47)
その他	18	(14)

注:()は、平成25年度数値

(参考) いじめの発生状況の推移

(単位:件、%)

区分	岩手県		全 国	
	件 - 数	指 数	件 数	指 数
昭和60年度	1,674	100.0	155,066	100
昭和61年度	859	51.3	52,610	33.9
昭和62年度	202	12.1	35,067	22.6
昭和63年度	197	11.8	29,786	19.2
平成元年度	170	10.2	29,088	18.8
平成2年度	157	9.4	24,308	15.7
平成3年度	91	5.4	22,062	14.2
平成4年度	108	6.5	23,258	15.0
平成5年度	141	8.4	21,598	13.9
平成6年度	284	17.0	56,601	36.5
平成7年度	357	21.3	60,096	38.8
平成8年度	251	15.0	51,544	33.2
平成9年度	182	10.9	42,790	27.6
平成10年度	124	7.4	36,396	23.5
平成11年度	113	6.8	31,359	20.2
平成12年度	159	9.5	30,918	19.9
平成13年度	141	8.4	25,037	16.1
平成14年度	53	3.2	22,205	14.3
平成15年度	68	4.1	23,351	15.1
平成16年度	69	4.1	21,671	14.0
平成17年度	69	4.1	20,143	13.0
平成18年度	1,559	93.1	124,898	80.5
平成19年度	864	51.6	101,097	65.2
平成20年度	462	27.6	84,648	54.6
平成21年度	452	27.0	72,778	46.9
平成22年度	503	30.0	77,630	50.1
平成23年度	338	20.2	70,231	45.3
平成24年度	2,333	139.4	198,109	127.8
平成25年度	849	50.7	185,803	119.8
平成26年度	1,816	108.5	188,057	121.3

注:件数は、平成17年度までは公立分、平成18年度からは認知件数として、公立学校に加えて、国私立学校も調査。

指数は、昭和60年度を100とした場合の各年度における数値

矢巾町における中学生の自殺事案に関する対応について

資料 4-1

1 関係機関におけるこれまでの主な対応

※以下次のように表記する。「亡くなった生徒の父親」：父親 「いじめを苦に2011年に自殺した大津市の中学生の父親」：大津市A氏

月 日	当該校	矢巾町・矢巾町教育委員会	県教育委員会	その他
7月5日(日)	・ 事案発生 (19:35) 警察から第一報 (22:03) ・ いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として「いじめ問題調査委員会」を設置 ・ 全校集会で生徒へ説明 (15:00)	・ 当該校から第一報 (22:10) ・ 当該校・指導主事1人を派遣 (~7月末) ・ 校長・学年長・担任から聞き取り ・ 総合教育会議開催	・ 盛岡教育事務所から第一報 (23:46) ・ 町教委からの要請を受け、指導主事2~4人、又チルカウシゼラー2人を派遣 (~7月末) ・ 町教委からの相談対応 (~7月末)	
7日(火)	・ 全校生徒に対する調査開始(7月-1、聞き取り) ・ 保護者説明会開催 (19:00~21:00) 360名参加		・ 教育委員会協議会において、事案発生後の報告及び県教委としての今後の対応を協議	
8日(水)	・ 生徒に対する聞き取り調査 (~7月17日)	・ 臨時教育委員会会議開催		
9日(木)	・ 教職員に対する調査開始 (~7月23日)			
10日(金)	・ 生活記録ノートの写を紫波警察署から入手	・ 文科省担当職員との面談(教育長・校長対応) ・ 記者会見開催 (14:00、教育長対応)	文科省担当職員の矢巾町訪問に同行 ・ 市町村教委・県立学校に対し通知文書を出し「児童生徒の生命を守るための対策の強化について」 ・ 当該校及び矢巾町教委へ電話対応のために指導主事等を派遣 (~7月末)	・ 父親が紫波署にいじめ調査を依頼
11日(土)				
13日(月)	・ 父親及び全国いじめ被害者の会代表が申し入れ	・ 記者会見開催 (16:00、教育長・校長対応) ・ 父親及び全国いじめ被害者の会代表が教育長に申し入れ	・ 父親及び全国いじめ被害者の会代表が申し入れ	
14日(火)		・ 父親及び大津市A氏が教育長に要望	・ 総合教育会議(臨時会)開催	
17日(金)		・ いじめ問題対策連絡協議会開催		
18日(土)		・ 父親及び大津市A氏が町長に要望		
19日(日)				
21日(火)			・ 定例教育委員会議 ・ 当該校に、児童相談所から臨床心理士を派遣 (~7月23日)	
23日(木)			・ 知事、委員長連名のメッセージを发出	
24日(金)	・ 終業式 ・ 紫波署及び県警による生徒への聞き取り	・ 父親及び大津市A氏が町長に面会 ・ 臨時教育委員会会議開催 ・ 議会「いじめ対策調査特別委員会」開催 ・ 記者会見 (20:00~22:50)		
26日(日)	・ 父親に調査結果を報告【大津市A氏同席】(10:00~13:20) ・ 保護者説明会開催 (17:00~19:15) 370名参加			・ 父親が県警本部に告訴状を提出(県警本部受理)
8月3日(月)			・ 臨時校長研修会開催 (~8月7日) 県内8会場 ・ 教育委員会協議会にて、7月21日以降の状況を確認	
4日(火)	・ 学級担任が父親と面会 (14:00~16:00)			
5日(水)		・ 父親、大津市A氏が来庁 ・ 第三者委員会設置に係る協議を行う ・ 第三者委員選任、学識経験者・弁護士・精神科医について、遺族側、町教委側それぞれ推薦 ・ 議会にて、第三者委員会に係る案例と補正予算を可決 ・ 第三者委員会の推薦を県教委に依頼		
12日(水)			・ 矢巾町教委からの要請を受け、県医師会、県弁護士会、岩手大学に依頼文書を送付	
28日(金)	・ いじめ撲滅の全校集会開催			

<いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号(重大事態の判断基準)>

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 当該校および矢巾町・矢巾町教育委員会の状況

① 生徒・保護者 教職員	<ul style="list-style-type: none"> 大きな衝撃を受け、大変心を痛めていた。保護者の中には、子どもを取り巻く環境への不安や心配をする者もいた。→ 現在は落ち着いている 報道関係者への取材対応や終日に渡る全国からの電話対応等により、校内が大変錯綜した。→ 現在は落ち着いている インターネット上の様々な投稿により、生徒、保護者、教職員への影響は大変大きなものになった。→ 現在は落ち着いている 1学期末に、3年生の生徒有志から「いじめ撲滅等に向けた全校集会」の開催の要望が出た。→ 8月28日開催 上記集会を受け、生徒会として検討を重ね、12月2日に開催した生徒総会において、いじめ撲滅に向けた新たな合言葉「『ありがとう』で広がる笑顔と思いやり」を発表した。
② 矢巾町および 矢巾町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 6人の委員により、矢巾町いじめ問題対策委員会（第三者調査委員会）を設置し、9月7日に第1回委員会を開催 1月末現在で10回の委員会を開催

3 県教育委員会の対応

基本的な考え方：本事業への対応については、亡くなった男子生徒の命の尊厳を起点にしつつ、同様の事案の再発防止に向けてできる限りの対応策を講ずる。

(1) 全県への対応について（7月14日に開催された総合教育会議の協議結果を受けての取組を含む）

項 目	内 容
① 知事・教育委員長連名のメッセージ発信	<ul style="list-style-type: none"> 7月23日付け 生命や人権の尊重を内容とするもの（小低学年、小高学年、中学・高校用の3種類を作成） 各学校で策定済のいじめ防止基本方針の実効性を高めることを目的とする調査 7月31日付け通知、8月中取りまとめ、9月15日公表
② 「学校いじめ防止基本方針」の実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 県内8会場にて臨時校長等研修会の実施（8月3日～8月7日） 「滝沢市教育委員会第三者調査委員会報告書」及び「矢巾町立中学校で発生した重大事態に係る学校調査の結果（概要）」の配付、説明
③ 教員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省による平成26年度問題行動等調査の「いじめ認知件数」に関する再調査（8月17日付け通知） 再調査結果：県内の認知件数の合計 1,774件（前年度比937件増）
④ 平成26年度「いじめ認知件数」の再調査	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に定める地方公共団体が設置する組織（10月28日施行） ○岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例 ○[県条例第72号]岩手県いじめ問題対策委員会条例 ○岩手県いじめ再調査委員会条例
⑤ 「いじめ防止対策に係る条例」の制定	<ul style="list-style-type: none"> 11月26日「いわて教育の日」のつどいにおいて、「子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくる宣言」の決議
⑥ 「いわて教育の日」10周年記念行事における宣言	<ul style="list-style-type: none"> 【資料2右】
⑦ 啓発用ポスターの作成、配付	<ul style="list-style-type: none"> 【資料3】 ・生命の尊重、いじめ防止を内容とするもの（小低学年、小高学年、中学・高校用の3種類を作成） ・県内の公立、国立、私立の小・中・高・特別支援学校の全クラスへの配付 → 12月11日に配付済 ・県内のいじめの状況と課題、矢巾町の重大事案に関する対応等についての情報共有及び各委員から意見や関係機関の取組の紹介等
⑧ 岩手県いじめ問題対策連絡協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 【2月2日】 ・法律、医療等専門的な知識を有する委員による第三者調査委員会の常設 ・いじめ防止対策に係る取組に対する助言等
⑨ 岩手県いじめ問題対策委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 【1月26日】

(2) 今後の対応について

項 目	内 容
① 「学校いじめ防止基本方針」の実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 今年度末に、平成27年度の取組状況について実態調査を実施予定
② 教員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 今後行われる校長研修、授業力向上研修、基本研修、選択研修等における「いじめ防止」に係る内容の充実
③ 学校訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で発生しているいじめ問題等に関わる相談、対応のために、指導主事等が学校訪問を行う

(知事・委員長メッセージ 中学校・高等学校用)

中学生、高校生の皆さんへ

私たちは、東日本大震災津波の経験から、改めて命の尊さや他の人たちとのつながりの大切さを学びました。私たちひとりひとりには、たくさんの人たちに支えられています。そして、あなた自身も誰かを支えています。私たちは、助け合い、協力し合って生きていきます。

あなたは、まわりの人たちにとって、なくてはならない存在です。あなたは、みんなの宝物です。そして、岩手の宝物です。あなたの未来は、岩手の未来であり、岩手の希望です。

命を大切にしてください。あなたの命は、かけがえのないものです。そして、友だちの命もかけがえのないものです。

その大切な命を、いじめや暴力で傷つけることは、人間として絶対に許されないことです。私たちが命を授かったのは、自分の命や相手の命を傷つけるためではありません。

もし、あなたが、友だちの嫌がることをしていたら、すぐにやめてください。自分の胸に手を当てて、深く感じてください。友だちが苦しんでいるのに、あなたが幸せな気持ちになれるでしょうか。

誰かが友だちの命や心を傷つけることをしていたら、その人に「してはいけない」ときつぱり言います。たとえ言えなくとも、そのことをまわりの大人に相談することは、大切な命を守るための勇気ある行動です。

今いじめを受けていたり、悩みことや心配なことがあったりするときには、ひとりですまさないで、誰かに相談してください。あなたはひとりではありません。あなたのこと pensando 思っている人が必ずいます。

あなたには、安全で安心な環境の中で、自分の目標に向かって、生き生きと生活する権利があります。私たち大人も、そのような環境をつくるために力を尽くします。あなたも一日一日を大切にし、自分ができるところを考え、行動しましょう。

平成 27 年 7 月 23 日

岩手県知事 遠増 拓也
岩手県教育委員会委員長 八重樫 勝

(平成 27 年度「いわて教育の日」のつどいにおける宣言)

「子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくる宣言」

子どもたちの命は、かけがえのないものです。子どもたちの命が、いじめによって傷つけられることは、重大な人権侵害であり、決して許されたいことではありません。子どもたちには、いじめのない安全で安心な学校や、家庭、地域社会のなかで、遊び、友だちと過ごす大切な時間が保障されなければなりません。

しかし、いじめは、すべての学校、すべての子どもたちに起こる可能性があります。岩手の宝である子どもたちが、いじめにより、人を傷つけたり、人に傷つけられたりすることで、夢や希望を失い、自ら命を傷つけるようなことは、決してあってはなりません。

この岩手のすべての人々が、いじめを自分たちの問題としてとらえることが必要です。岩手の子どもたちの心の中に、他の命を尊重する優しさを育てるため、今こそ、子どもたちと大人たちが力を合わせる時です。

子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくるために、「いわて教育の日」制定の 10 周年にあたり、私たちは宣言します。

- 自他の命の大切さを伝え続け、かけがえのない命を守ります。
- 一人一人の良さを互いに認め、他者を思いやる心を育みます。
- 辛く苦しんでいる人に声をかけ、思いを深く受け止めます。
- 嫌がることをしてはいけません。思いを強く強心を持ちます。
- いじめられた子どもは心とからだを、みんなの力で守りぬきます。
- いじめをした子どもには、二度と同じ過ちを繰り返させません。
- 子どもは正しい行動をする勇氣をもち、大人は模範となる行動をします。

平成 27 年 11 月 26 日

生命の尊重といじめ防止等のポスター

小学校低学年（1～3年）向け

みんなだれかの「いじめ」

いじめをなくそう、いのちを守ろう。

24時間子供SOSダイヤル（いじめ相談専用）
電話：019-623-7830
メール：fureai@pref.iwate.jp
ふれあい電話（平日9:00～17:00）
電話：0198-27-2331

いじめをなくそう、いのちを守ろう。

生命の尊重といじめ防止等のポスター

小学校高学年（4～6年）向け

一人ひとりの大切な「いのち」

いじめをなくそう、いのちを守ろう。

24時間子供SOSダイヤル（いじめ相談専用）
電話：019-623-7830
メール：fureai@pref.iwate.jp
ふれあい電話（平日9:00～17:00）
電話：0198-27-2331

いじめをなくそう、いのちを守ろう。

生命の尊重といじめ防止等のポスター

中学校・高等学校向け

「いのち」を愛し、守る人になるために

いじめをなくそう、いのちを守ろう。

24時間子供SOSダイヤル（いじめ相談専用）
電話：019-623-7830
メール：fureai@pref.iwate.jp
ふれあい電話（平日9:00～17:00）
電話：0198-27-2331

いじめをなくそう、いのちを守ろう。

生命の尊重といじめ防止等のポスター

実際のサイズ：B1（1030mm×728mm）

「滝沢市立中学校生徒のいじめに関する第三者調査委員会調査報告書」の概要

1 調査の概要 [平成 26 年 9 月 26 日～平成 27 年 3 月 25 日]

- (1) 生徒対象のアンケート調査は、26 年 10 月 31 日～11 月 4 日に実施（回収率 90.5%）
教職員対象のアンケート調査は、27 年 1 月 17 日～2 月 4 日に実施（回収率 91.8%）
- (2) 聞き取り調査は、26 年 10 月 19 日～27 年 3 月 22 日に実施
対象は、生徒 47 人、教職員 18 人、関係者 10 人、合計 75 人（実人員）
- (3) 本委員会の開催は全 20 回 委員会開催以外の調査等 53 日

2 いじめの認定

調査委員会は、いじめ防止対策推進法の定義に基づき、以下 2 点についていじめと認定した。それ以外の行為は、いじめと認定するには至らないとしている。

- (1) A 君に対する同じクラスの女子生徒 B の悪口やからかう行為、頭や背中を叩く行為。
- (2) A 君に対する同じクラスの生徒 4 人が行った筆入れをひっくり返したり、隠したり、中身を広げて床に落としたりした行為。

3 自死との関係の考察

A 君は、いじめ及びその他の要因が競合し、学校生活に喪失感、失望感を深めて、自死に至ったものと推察される。つまり、いじめが直接的原因になったと捉えることはできないが、いじめと自死との間に「ある一定の関連性」があったものと考えられた。遺書など A 君自身の真意を確かめる術がない状況において、真実を完全に解き明かすことは困難であり、更に『子どもの自殺の多くは様々な原因からなる複雑な現象』であることから、A 君の尊厳を守るためにも、A 君の自死を単純化して捉えることは絶対に避けなければならないと考える。

4 事後対応

学校は、困難な状況の中で本事案に真摯に向き合っていた。しかし、学校は、特別な配慮を必要とする生徒への対応、遺族への対応、保護者説明会の在り方と説明内容、生徒への情報提供の在り方、生徒への事実確認の聞き取り、携帯電話・SNS 等への対応、教職員の情報共有と情報の管理及びメンタルケアに問題と課題があった。

市教委は学校調査委員会の設置の在り方と取組、報道対応、危機管理体制の構築などに問題と課題があった。

5 提言

調査委員会は、学校調査報告書に示された「生徒たちにとって安心・安全が確保され、正義と信頼の学校をめざし、教職員一丸となって取り組んで参ります」との姿勢を評価し、着実な実行と成果を期待する。その他、以下を付言するものである。

- (1) 個々の生徒を理解することの重要性を再認識する。
- (2) 相手の立場を理解し、思いやることの意味を再認識する。
- (3) 生徒が、小学校・中学校・家庭・地域社会の中で家庭や友達と関わりながら、連続して成長するという視点を再確認する。
- (4) いじめ防止や相談に対応できる仕組みが気軽に利用できているかを再確認する。

岩手県いじめ再調査委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、岩手県いじめ再調査委員会条例（平成27年岩手県条例第63号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、岩手県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由のあるときは、この限りではない。

（会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 岩手県情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に該当すると認められる情報について調査審議を行う場合
 - 二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続きは別に定めるものとする。

（会議録等の作成等）

第4条 会議を開催したときは、会議録を作成する。

- 2 前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、会議録及び配付資料は、公開する。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年2月17日から施行する。

岩手県いじめ再調査委員会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。